

つくば市監査公表第4号

令和7年度第2回財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年3月31日

つくば市監査委員 平 島 泰 裕

つくば市監査委員 沖 田 浩

つくば市監査委員 五 頭 泰 誠

## 令和7年度第2回財政援助団体等監査結果報告書

### 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、つくば市監査基準（令和2年つくば市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

### 第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

### 第3 監査の対象

所管課 福祉部社会福祉課

補助団体 つくば市民生委員児童委員連絡協議会

### 第4 監査の範囲

令和6年度につくば市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

### 第5 監査の着眼点

#### 1 所管課

- (1) 補助金の決定は、要綱、予算等に適合しているか。
- (2) 補助金の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
- (3) 補助団体への指導監督は適切に行われているか。

#### 2 補助団体

- (1) 補助事業等は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。

## 第6 監査の主な実施内容

- 1 事前に所管課及び補助団体に提出を求めた監査資料に基づき、諸帳簿・書類等の試査・照合等並びに所管課及び補助団体の職員から聴取するなどの方法で事務局職員による予備調査を行った。
- 2 監査委員による本監査においては、所管課及び補助団体の職員から事務事業の説明を受けた後、事務局職員による予備調査の結果等に基づき質疑応答を行った。

## 第7 監査の実施場所及び日程

### 1 実施場所

市役所本庁舎会議室

### 2 日程

令和7年（2025年）8月6日から令和8年（2026年）3月30日まで

（予備調査及び監査結果の報告を含む。）

## 第8 補助金の概要

### 1 補助金の名称

令和6年度つくば市民生委員児童委員連絡協議会活動事業補助金

### 2 補助金の交付目的

民生委員・児童委員の活動を支援することにより、民生委員・児童委員の資質の向上を図り、もって地域福祉の増進に資すること。

### 3 補助対象経費

つくば市民生委員児童委員連絡協議会の活動事業に要する費用のうち交通費、通信運搬費及び研修費等の実施弁償に要する経費

### 4 補助金額

交付額（概算払額）	31,800,000 円
確定額（精算額）	30,707,000 円
返還額	1,093,000 円

## 第9 補助団体の概要

1 名称 つくば市民生委員児童委員連絡協議会

2 組織の構成（令和8年1月1日現在）

(1) つくば市民生委員児童委員連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）

- ・地区民生委員児童委員協議会及び主任児童委員連絡会の代表者をもって組織する。
- ・連絡協議会役員：会長1名、副会長7名、会計2名、監事2名

(2) 地区民生委員児童委員協議会（以下「地区協議会」という。）

（単位：名）

組織名	定数	うち主任児童委員数	会長	副会長	会計	監事
大穂地区協議会	28	2	1	2	2	2
豊里地区協議会	22	2	1	2	2	2
東谷田部地区協議会	45	3	1	2	2	2
西谷田部地区協議会	44	3	1	2	2	2
桜地区協議会	58	3	1	2	2	2
筑波地区協議会	46	3	1	2	2	2
荃崎地区協議会	42	2	1	2	2	2
計	285	18	7	14	14	14

## 第10 監査の結果

第1から第7のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がおおむね目的に沿って行われていることが認められた。

ただし、一部において次のとおり指摘事項<sup>※1</sup>及び注意事項<sup>※2</sup>が見受けられた。これらについては、速やかに必要な措置を講じるなど、今後の適正な事務の執

行に万全を期されたい。

また、軽微な事項については、本監査又は予備調査において、口頭による指導を行っているので、記載は省略した。

※1 指摘事項：法令等に違反していると認められるもの、事務処理等が著しく適切を欠くと認められるもの等

※2 注意事項：指摘事項に該当するもののうち、軽易と認められるもの等

### 【指摘事項】

(所管課及び補助団体)

一部の地区協議会の会計担当者が、消耗品を購入する際に、相手方に支払う6,112円を立替払したが、誤って1,000円少ない5,112円を口座から引き出していた。なお、所管課は、この事実を把握していなかった。

また、一部の地区協議会の会計担当者が、現金自動預払機で現金1,820円を引き出した際に、その場に現金を置き忘れたため、銀行が回収し、後日口座に返金されていた。なお、所管課はこの事実を把握していたが、現金の取扱いが不適切であることを指摘していなかった。

これらのことから、地区協議会における現金管理を含めた会計処理が不適正であったと言わざるを得ない。

補助団体においては、補助金は市民から徴収した税金その他市の貴重な財源が原資であることに留意し、今後は、会計処理を正確に行うことはもとより、特に現金については、細心の注意を払って取り扱うよう徹底されたい。

あわせて、所管課においては、補助団体の会計処理を把握し、補助金が法令等及び予算に定めるところに従って公正かつ効率的に使用され、補助団体が適切に会計処理を行うよう指導及び助言をされたい。

## 【注意事項】

(所管課)

- 1 つくば市民生委員児童委員連絡協議会活動事業補助金の交付に関する要綱(以下「要綱」という。)第3条第2項において、「補助金の交付の対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する費用のうち交通費、通信運搬費及び研修費等の実費弁償に要する経費とする。」と規定されている。

このうち「研修費等」として認められる経費を確認したところ、「研修に係るバス賃借料、高速道路等の通行料金、研修先の駐車場料金、研修先の入場料(入館料)、講師謝礼」とのことであった。しかし、連絡協議会及び地区協議会において、前記以外の経費を補助対象経費としていた事案が複数見受けられた。

また、研修に係るバス賃借料について、「研修費」で計上していた地区協議会がある一方、「旅費」で計上していた地区協議会があるなど、その取扱いが異なっていた。

このように、連絡協議会及び地区協議会によって、補助対象経費について異なる取扱いをしていることは、要綱の補助対象経費が明確ではないことに加え、それを補うための統一的な基準もないことに起因するものである。

今後は、補助団体が適正に会計処理を行えるよう、要綱を見直すとともに、補助金交付に関する統一的な基準が示されたマニュアル等を作成し、補助団体に周知されたい。

- 2 補助金の額を確定するに当たり、所管課は実績報告書に添付されている事業実績報告書及び収支決算書並びに出納簿の確認は行っていたが、通帳及び支出入伺並びに領収書等の証拠書類の確認を行っていなかった。

そのため、領収書が添付されていない支出があることや、1に記載したように、補助対象経費について、連絡協議会や地区協議会によって異なる取扱いがされていることを把握していなかった。

補助金の額を確定するに当たっては、つくば市補助金等交付適正化規則(昭和

62年つくば市規則第15号。以下「適正化規則」という。)第14条において、「市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、必要に応じ当該補助事業者等に補助金等確定通知書により通知しなければならない。」と定められていることから、今後は、適正化規則に基づき、より厳正な審査及び調査を実施の上、補助金額を確定されたい。

#### (補助団体)

連絡協議会及び地区協議会の会計帳簿類において、支出伺に領収書が添付されていない、支出伺と領収書の金額が一致していない、領収書に宛名の記載がないなどの事案が散見された。

また、一部の地区協議会において、誤って支出し、通帳に戻入した金額について、支出入伺を作成せず、出納簿への記載もしていない事案が見受けられた。さらに、民生委員・児童委員に対して活動費を支払う際に、連絡協議会への会費をあらかじめ控除し、会費収入として地区協議会の出納簿に記載していたにもかかわらず、収入伺を作成していない事案が見受けられた。

これらは、適切な会計処理とは言い難いことから、今後は、収入や支出の目的を明確にし、確かな根拠を示した会計帳簿類を備え、適切な会計処理を行われたい。

#### 第11 意見

第10監査の結果のほか、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を提出する。

7つの地区協議会に対する茨城県からの「令和6年度民生委員・児童委員活動

支援費交付金」の額が、17,971,000円であるのに対し、つくば市からの「令和6年度つくば市民生委員児童委員連絡協議会活動事業補助金」の額は30,707,000円であり、つくば市の補助金額は茨城県の交付金額の約2倍となっている。民生委員法（昭和23年法律第198号）第17条第1項には、「民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。」と規定されており、同法第26条においては「民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。」と規定されていることから、民生委員・児童委員の活動に対して茨城県の支援が充実することが望ましい。

本市を取り巻く社会情勢は、つくばエクスプレス沿線の人口が子育て世代の転入により増加傾向にある一方で、周辺市街地では少子高齢化が進むなど、依然として大きな変化が続いている。また、地域コミュニティの希薄化や社会的孤立がもたらす課題も問題となっている。こうした状況の中で、民生委員・児童委員の役割は一層重要性を増しているが、民生委員・児童委員が自ら、担い手不足や高齢化などの問題意識を持ち、若手委員の獲得のためにオンライン会議の開催を検討するなど、協議方法等の改善に努めていると聞いている。

これらを踏まえ、所管課においては、事務的な部分で民生委員・児童委員の負担が軽減されるよう支援を継続することを要望する。

また、民生委員・児童委員においては、地域の身近な相談者・援助者として、地域住民の安心のために日々尽力されていることに敬意を表するとともに、地域福祉の増進のためさらなる活躍を期待したい。